

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 農業近代化資金助成法の一部改正

一 法律の題名を「農業近代化資金融通法」に改めること。

(題名関係)

二 政府は、都道府県に対し、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた農業近代化資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる旨の規定を削除すること。

(第三条関係)

三 二に係る規定の削除に伴う所要の規定の整備を行うこと。

(第一条、第三条の二、第三条の三等関係)

第二 漁業近代化資金助成法の一部改正

一 法律の題名を「漁業近代化資金融通法」に改めること。

(題名関係)

二 政府は、都道府県に対し、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行うのに要する経費の一部を補助することができる旨の規定を削除すること。

(第三条関係)

三 二に係る規定の削除に伴う所要の規定の整備を行うこと。

(第一条、第四条、第五条関係)

第三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正

一 政府は、都道府県、漁業協同組合連合会等に対し、それらの者が融資機関との契約により当該融資機関が漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者に貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる旨の規定のうち、都道府県に係る部分を削除すること。

(第八条第一項関係)

二 一に係る規定の削除に伴う所要の規定の整備を行うこと。

(第五条、第十五条関係)

第四 中小漁業融資保証法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険のてん補率の引上げの特例措置の対象となる資金について、第三の一の改正により都道府県が行う利子補給に対する国の助成が行われなくなることに伴い、所要の改正を行うこと。

(第七十七条関係)

第五 農業近代化助成資金の設置に関する法律の廃止

農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三号)を廃止すること。

第六 附則

- 一 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。 （附則第二条から第四条まで関係）